



八 監 第 2 1 3 号

令 和 3 年 8 月 1 7 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和2年度監査（総務部）の結果に基づき又は当該監査の結果
を参考として講じた措置の公表について

令和2年12月27日付け八監第353号により提出した令和2年度監査
（総務部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置につい
て、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありま
したので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区分	所見及び措置内容
総務課	要望事項	<p>1 組織における適正な事務執行について</p> <p>【所見】</p> <p>各部局における手続の不備や、不適切な個人情報の取扱いに関する事故が発生していることから、組織における内部統制が十分に機能していないと言わざるを得ない状況であり、改めて全庁的な強化に取り組み、適正な事務執行に努める必要がある。</p> <p>このことから、事務を総括する立場にある総務課において、市としての統一的な対応を図るなど、市民の信頼に応え得る適正な事務執行が維持されるよう対策を講じられたい。</p> <p>(平成 29 年度、30 年度及び令和元年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成 29 年度、30 年度及び令和元年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き市民の信頼に応え得る適正な事務執行が維持されるよう対策を講じられたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>令和 3 年 5 月 17 日付けで発出した「事務の適正な執行について（通知）」において、事務手続等について適正な執行に努めるよう全庁に通知するとともに、監査の結果、軽易な事務上の誤りとされた事項のうち複数の所属で見受けられた不適切な事務執行の事案を当該通知で全庁に周知しました。</p> <p>また、個人情報漏えいにつながる郵便の誤封入や誤発送による事故が増加していることを踏まえ、総務課において作成した「郵便マニュアル」に沿った郵便発送を実施するよう当該通知で併せて周知しました。</p> <p>さらに、財務会計事務における手続の不備については、財政課と協議した上で、本市の財務会計事務の手引書に記載し、再発防止対策の強化を図りました。</p> <p>今後も、市民の信頼に応え得る適正な事務執行を維持するために、全庁的な取組を継続してまいります。</p>